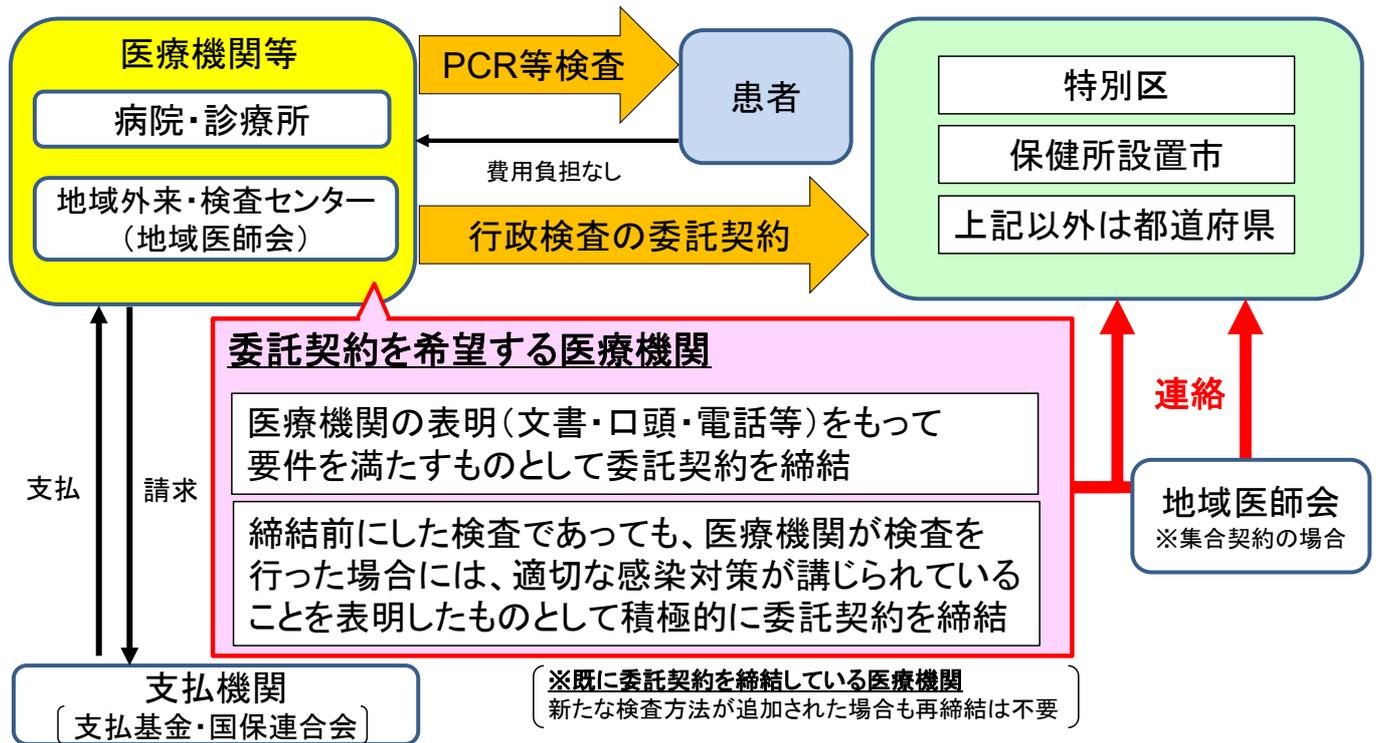


# 新型コロナウイルス感染症の行政検査の委託契約

当初より委託契約の要件が大幅に緩和された。しかし、厚生労働省より幾度となく事務連絡が出されており、行政（都道府県・市区）の担当者や検体検査機関、医療機関等が簡素化された内容を正確に把握できていないケースが散見される。



※詳細は厚生労働省「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の委託契約について（再周知）」（令和2年9月9日付事務連絡）参照

## 委託契約のチェック項目

医療機関は、全ての項目を満たしていることを表明（電話等）した場合、契約締結を行うことができる。

基本情報		PCR検査（唾液） 唾液以外の検体）又は抗原検査も実施
医療機関名、郵便番号、住所、電話番号、代表者氏名の5項目		
感染対策		PCR検査（唾液） 唾液以外の検体）又は抗原検査も実施
① 疑い例が新型コロナウイルス感染症以外の疾患の患者と接触しないよう、可能な限り動線を分けられている（少なくとも診察室は分けることが望ましい） ② 必要な検査体制が確保されている ③ 医療従事者の十分な感染対策を行うなどの適切な感染対策が講じられている		
<ul style="list-style-type: none"> <li>標準予防策に加えて、飛沫予防策及び接触予防策を実施</li> <li>採取された唾液検体の回収時はサージカルマスク及び手袋を着用</li> </ul>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>眼の防護具、ガウン及び手袋を装着した上で、                             <ul style="list-style-type: none"> <li>鼻腔や咽頭から検体を採取する際にはサージカルマスク等を装着</li> <li>エアロゾルが発生する可能性のある手技を実施する場合は、N95マスク等を装着</li> </ul> </li> </ul>		

※詳細は厚生労働省「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の委託契約について（再周知）」（令和2年9月9日付事務連絡）参照